

A large, stylized white graphic is centered on a solid light blue background. The graphic consists of a tall, narrow triangle at the top, which tapers to a point. Below the triangle are two large, curved, leaf-like shapes that mirror each other horizontally. These shapes are connected at their bases by a circular, spiral-like element that curves inward towards the center. The overall impression is that of a logo or a decorative element for a book cover.

第3章 全体構想

1 都市づくりの目標と将来都市構造

(1) 都市づくりの目標と基本構想

本町は現在までの都市づくりの中で地形的な特性や歴史的な沿革等により多様な特徴をもった地域が形成されています。このため、都市機能が集積している中心市街地のみならず、それぞれの地域にも生活利便施設が集積しており、地域の拠点的な役割を果たしています。

このような状況を踏まえ、本町のこれからのまちづくりは、各地域における既存ストックを活かし、都市機能の集積拠点と生活拠点の形成を進めながら拠点間の連携を図ることで、コンパクト＋ネットワークの都市づくりを目指します。また、本町を取り巻く様々な課題に対して、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な都市づくりを目指す必要があります。

都市計画マスタープランでは、山田町総合計画（第9次長期計画）で掲げた町全体の基本目標の実現に向けて、様々な都市づくりを進めることとし、本町の都市計画が目指す目標と、これからの都市づくりの基本的な方針を以下のように設定します。

■都市づくりの目標

「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町」

～ 豊かな地域資源を活かし、賑わいの創出と地域の交流と連携を促進する
コンパクトで持続可能な都市づくり ～

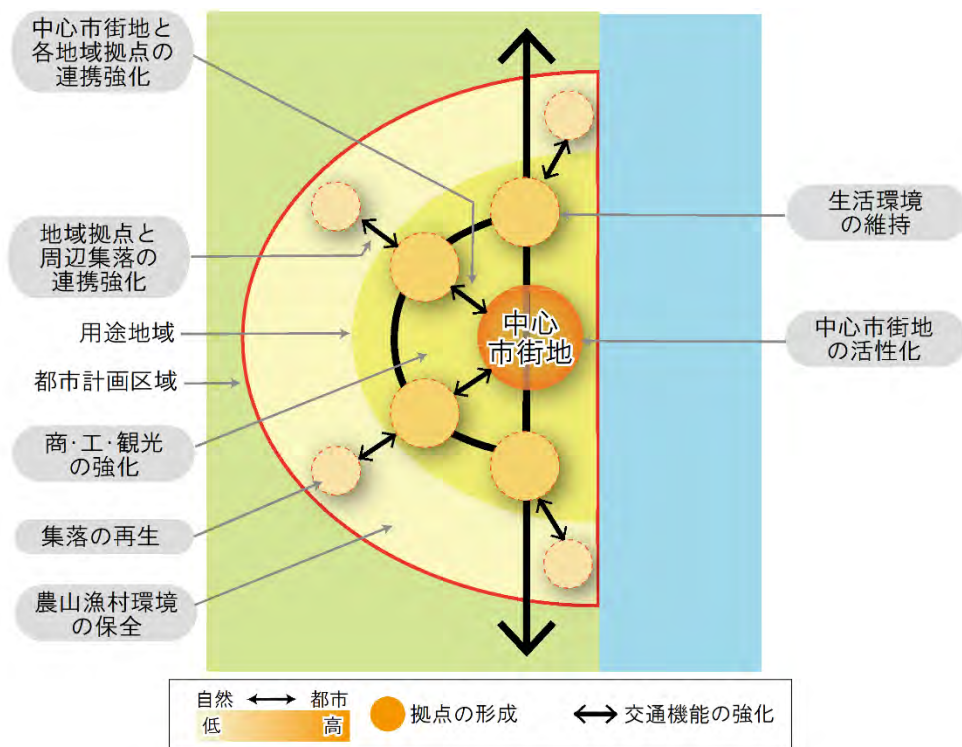


図 3-1 山田町が目指すコンパクト＋ネットワークの都市づくり

■都市づくりの基本方針

基本方針1 豊かな自然と調和・共生する美しい都市づくり

⇒山田湾・船越湾及び周囲の山々の豊かな自然を守り育てるとともに、市街地・集落と海や山が一体となった美しい都市をつくる。

基本方針2 安全性・快適性・利便性を備え暮らしやすい都市づくり

⇒自然災害や交通事故等に対する安全性、居住地や公共空間における快適性、移動も含めた生活面での利便性が将来にわたって確保される持続可能な地域社会をつくる。

基本方針3 既存ストックを有効活用したコンパクトな都市づくり

⇒人々の努力と多くの財源をもとに培ってきた基盤施設や公共施設を有効活用し、人口減少が進む中でも効率的に運営できるコンパクトな都市づくりを進める。

基本方針4 連携・交流を通じて多様な産業を育む都市づくり

⇒広域的な連携と町内の連携を通じて多くの人々が交流する中から、水産業、農林業、商工業、観光業等の多様な産業が活発に展開する都市をつくる。

基本方針5 各地区の特性や魅力を引き出す都市づくり

⇒地区のまちづくりに主体的に参画する住民を拡大し、自分たちが暮らす地区の特性や魅力を自らの手で守り育てる都市をつくる。

【都市づくりの目標】

「個性豊かに 人が輝き まちが潤う 山田町」

～ 豊かな地域資源を活かし、賑わいの創出と地域の交流と連携を促進する
コンパクトで持続可能な都市づくり ～

【都市づくりの
基本方針】

豊かな自然と
調和・共生する
美しい都市づくり

安全性・快適性・
利便性を備え暮らし
やすい都市づくり

既存ストックを有
効活用したコンパ
クトな都市づくり

連携・交流を通じ
て多様な産業を
育む都市づくり

各地区の特性や
魅力を引き出す
都市づくり

【都市づくりにおける今後の課題】

都市づくり全体に 共通する課題	○人口減少を緩やかにする取組と併せて、人口減少・超高齢化社会に対応した居住環境充実を進めることが必要 ○公共施設等の既存ストックを有効活用するとともに、基盤整備が行われた市街地にバランスよく人口を配置・誘導していくことが必要 ○若い世代が意欲的にまちづくりに参加できる仕組みづくりが必要
土地利用におけ る課題	○中心市街地では、賑わいの強化を図るとともに施設間の回遊性向上などを通じて中心市街地の魅力向上を図ることが必要 ○土地区画整理事業区域において、定住人口の拡大及び良好な住環境の形成を進めることが必要 ○国道 45 号周辺地区等において産業系土地利用の推進と、山田 I C 周辺の産業集積の検討が必要 ○移転元地の地区特性に応じた活用が必要 ○医療・福祉をはじめとする生活サービスの維持・向上のために、施設の適切な配置・維持が必要 ○市街地内において土地利用の変化に応じた土地利用計画等の見直しを検討することが必要
交通体系におけ る課題	○誰もが円滑な移動が可能となるよう、道路・公共交通によるネットワークの充実を図ることが必要 ○三陸鉄道リアス線、高速バス、路線バスの運行持続のため、利用客確保に向けた対策強化が必要 ○地域や利用者のニーズや利用実態を踏まえつつ、住宅団地や公共施設を結ぶ公共交通ネットワークを構築することが必要
都市施設におけ る課題	○長期的かつ全体的な観点から計画的な維持管理及び更新を進めることが必要 ○未整備となっている都市施設の見直しを進めることが必要 ○医療・福祉施設を含めた公共施設の適正配置の検討が必要 ○公共施設等の再編・統廃合に伴い発生する遊休施設や跡地の有効活用を検討することが必要
都市防災におけ る課題	○災害を考慮した土地利用配置、河川や海岸における防災対策の強化、都市施設の防災性向上など、災害に強い都市づくりを続けることが必要 ○想定外の災害発生の可能性や、未知の災害リスク発現の可能性を考慮し、避難計画等のソフト対策を充実させていくことが必要 ○復旧・復興が長期にわたることを教訓として、被災後の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるための事前準備を充実させることが必要 ○火災の延焼を防ぐために、建物の不燃化を計画的に進めることが必要
都市景観・自然 環境における課 題	○町の魅力である豊かな自然環境と美しい自然景観を継承し続けるまちづくりが必要 ○山田湾等の美しい自然環境と調和し、市街地内における良好な景観形成を推進することにより、町全体で一体的な魅力向上を図ることが必要
産業振興におけ る課題	○国道 45 号周辺地区、織笠川沿岸、田の浜地区等の産業系土地利用や山田 IC 周辺などを中心に新たな事業所の集積の促進、活力ある産業の育成が必要 ○商業機能の充実・強化により、町内で買い物済ませることができ環境、さらに周辺地域からも買い物客を呼び込む環境づくりを進めることが必要 ○観光を通じた交流の活性化、インバウンドの拡大により、新たな産業の育成、雇用の場の創出へとつなげていくことが必要 ○経営の高度化や効率化、製品のブランド化や付加価値化を図り、少ない従業員数でも高い生産性を確保できる産業構造を構築していくことが必要

		多様なライフスタイルに対応した質の高い居住環境の形成	既存ストックを活かしたバランスの良い人口配置と誘導		若い世代が意欲的にまちづくりに参加できる仕組みづくり	全体 共通 の方針
豊かな自然等と調和した適正な土地利用	住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり	コンパクトで暮らしやすい市街地の形成 防災集団移転元地の有効活用の促進	山田 I C 周辺の産業集積の検討		将来の見通しや地域の実情を踏まえた都市計画の見直し	土地 利用 の方針
	生活道路の安全性及びバリアフリー機能の確保	人と環境にやさしい交通体系の構築	都市活動と産業活動を支える道路網の形成			交通 体系 の方針
	町の魅力を高める公園緑地の整備	安定した供給処理施設の整備 公共公益施設の総合的かつ計画的な維持管理			町全体を対象とする公共公益拠点の形成と防災機能を有する地区拠点の形成	都市 施設 の方針
	災害リスクを軽減する事前の取り組み 災害が起きても安全が確保されるまちづくり				防災地域づくりの促進	都市 防災 の方針
山田湾・船越湾及び周囲の山々の豊かな自然景観の保全	人々を迎える魅力的な街並み景観の形成 落ち着いた住宅地景観の形成				町民・事業者・行政が協働で進める景観づくり	都市 景観・ 自然 景観 の方針
			漁業・水産加工業の振興 農林業の振興 商工業の振興 観光業の振興			産業 振興 の方針

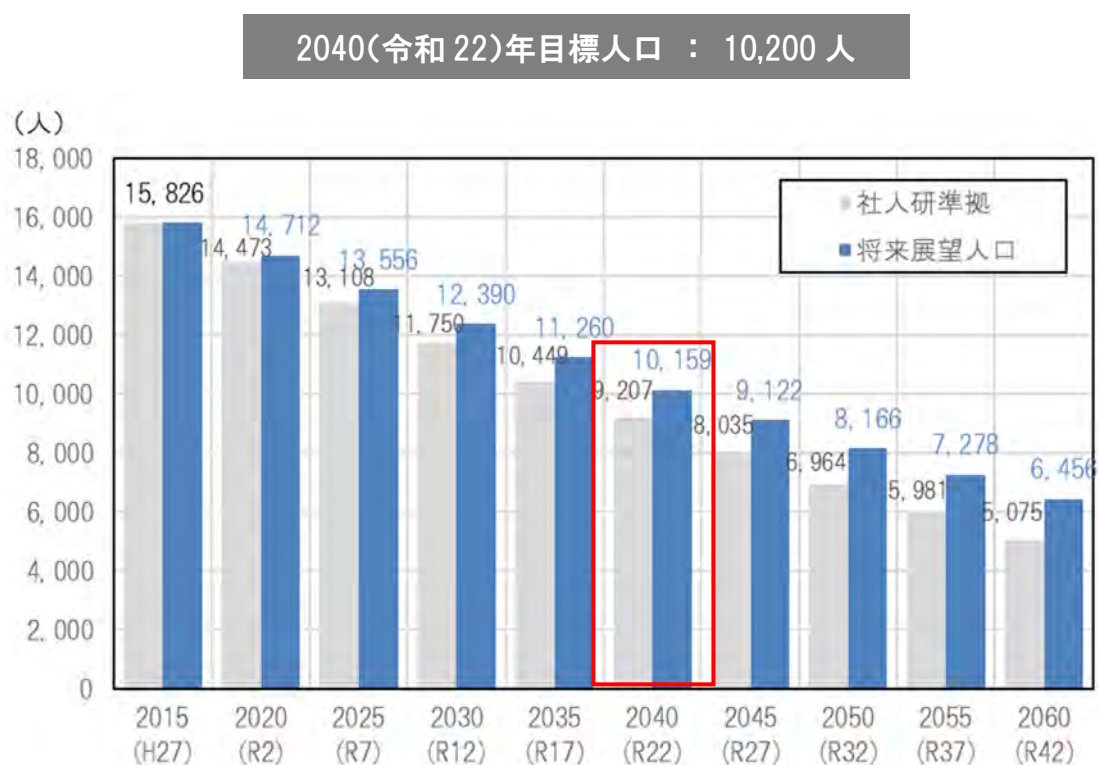
(2) 将来の目標人口

将来人口は、都市整備を検討する上での大きな要因及び条件となります。都市計画マスタープランでは、上位計画である山田町総合計画（第9次長期計画）の「第3編 人口ビジョン」による人口の将来展望の値を将来の目標人口とします。

都市計画マスタープランの最終目標年次である2040（令和22）年の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計値は9,207人です。

一方で、人口ビジョンにおける2040（令和22）年の将来展望は、若い世代のリターンや移住定住の促進と出生率の向上により、10,200人程度まで回復させる、とされています。

これらのことから、山田町都市計画マスタープランにおける2040（令和22）の目標人口を10,200人程度と想定します。

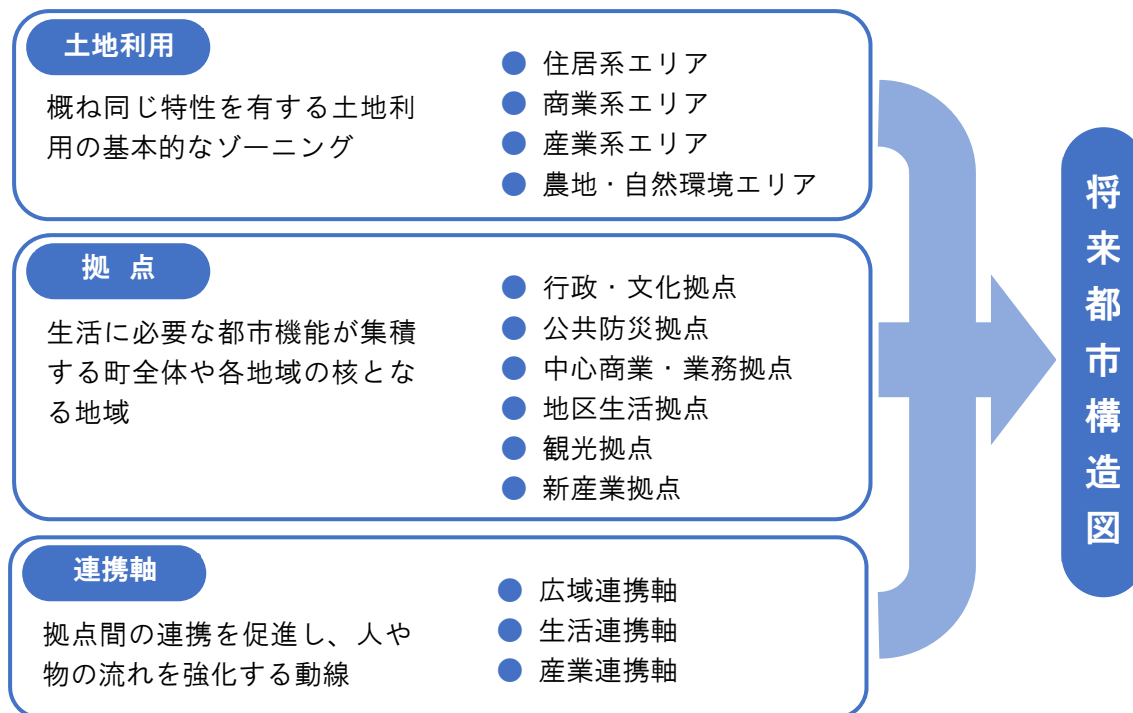


出典：山田町総合計画（第9次長期計画）

図 3-2 人口の将来展望

（３）町の将来都市構造

基本方針に基づいたまちづくりを推進するために、骨格的な『土地利用』、都市の核となる『拠点』、各拠点を連携するネットワークとなる『連携軸』を設定します。



① 『土地利用』の配置・形成

海から山に向かって段階的に変化をつける土地利用配置を基本とし、山田湾及び船越湾に面した沿岸部周辺には、水産業を中心とする工場・事業所が集積する産業系エリアを形成し、その背後地の陸中山田駅から国道45号周辺を中心に店舗や飲食・宿泊施設等が集積する商業系エリアを形成します。

これら産業系及び商業系エリアの背後地である、津波に対して安全な高さを持つエリアに住居系エリアを形成します。

市街地周辺の山林や農地については、今後も良好な自然環境を保全することを基本とし、無秩序な市街地の拡散を防止するように務めます。

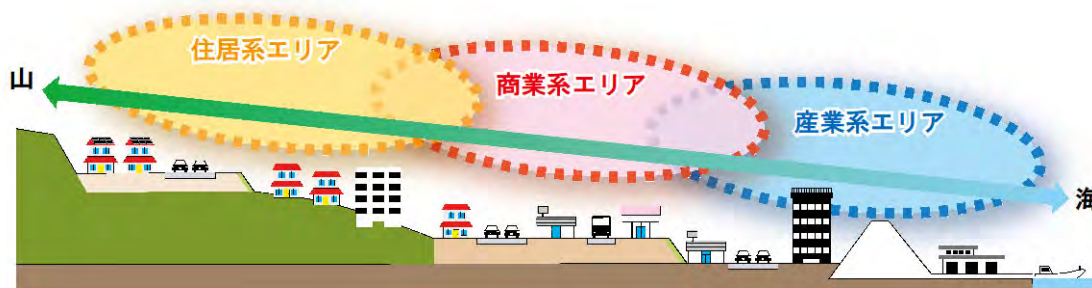


図 3-3 土地利用配置のイメージ

② 拠点の配置・形成

市街地及び集落が点在する本町の特性を踏まえ、住民の日常生活に必要な商業・業務施設や公共公益施設等が集積する拠点を各地区に配置・形成します。特に、中心市街地の山田地区には、行政・文化拠点、中心商業・業務拠点、公共防災拠点を配置し、各地区に配置する地区生活拠点とも連携を図りつつ、町全体に対して効率的なサービス提供を図ります。

また、三陸沿岸道路の山田 IC 周辺には新産業拠点を配置し、町内外の事業者の立地動向や開発需要を見据えつつ、計画的な産業系土地利用の集積を推進します。その他、新たに道の駅を開設する柳沢北浜地区、海水浴場や各種レジャー施設が集積する浦の浜周辺、及びオランダ島には観光拠点を配置します。

表 3-1 拠点の配置・形成方針

区分		拠点の配置・形成方針
拠点	行政・文化拠点	●町役場、保健センター、中央公民館・中央コミュニティセンター周辺 →町全体で利用する各種行政機能が集積する町の中心的な拠点とします。 →現在の主要公共施設に加えて県立病院跡地（八幡町）の活用も検討し、行政サービス、文化・交流、医療・福祉等の都市機能の集積を図ります。
	公共防災拠点	●県立山田病院、山田消防署、山田交番周辺 →被災時に町の災害応急活動の中核となる防災拠点とするとともに、平時においては町内の救急・医療活動の中核となる拠点とします。 →迅速かつ効果的に応急・復旧を実施するための活動拠点として機能確保を図ります。
	中心商業・業務拠点	●陸中山田駅から国道 45 号周辺 →鉄道と国道によるアクセス性を活かし、町内外から買物客や観光客を呼び込む町の中心的な商業・業務拠点とします。 →商業・業務施設、飲食・観光施設、その他各種サービス施設の集積により、町の中心市街地活性化を牽引する空間づくりを図ります。
	地区生活拠点	●大沢地区、柳沢北浜地区、織笠地区、船越地区 →中心商業・業務拠点と連携しつつ、各地区の生活を支える都市機能を集積する拠点とします。 →地域の特性に応じて、商業・業務施設や公共施設等の集約を図ります。
	観光拠点	●新・道の駅（前県立病院跡地）、浦の浜周辺、オランダ島など →観光を通じて町内の交流・滞在人口増大を図るための拠点とします。 →各地区又は施設の特性に応じた観光レクリエーション機能の向上を図ります。
	新産業拠点	●山田 IC 周辺 →三陸沿岸道路による広域的なアクセス性と本町の基幹産業である水産業や製造加工業の集積を活かし、新たな産業施設の受け皿となる拠点を形成します。

③ 連携軸の配置・形成

点在する市街地及び集落を結びつけるネットワークを強化することにより、各地区の特性を生かしつつ、一体の都市として連携しあう都市構造の確立を目指します。

周辺都市間を結ぶ三陸沿岸道路を広域連携軸、高台道路を中心に各地区を結ぶ道路を生活連携軸、産業系エリアを結ぶ国道 45 号等を産業連携軸とし、これら連携軸に沿って各種土地利用や都市機能の集積を図ります。

表 3-2 連携軸の配置・形成方針

区分		連携軸の配置・形成方針
連携軸	広域連携軸	●三陸沿岸道路 →周辺都市間との観光・交流、防災・医療、行政サービスなど多様な広域連携を創出する連携軸とします。
	生活連携軸	●細浦・柳沢線、重茂半島線、浦の浜・田の浜線等 →各地区の拠点間を結ぶ連携軸とし、安全で利便性の高いネットワークとして維持・充実を図ります。
	産業連携軸	●国道 45 号等 →各漁港や産業系エリア、新産業拠点を結ぶ連携軸とし、この軸上を中心として産業集積の促進を図ります。



図 3-4 将来都市構造



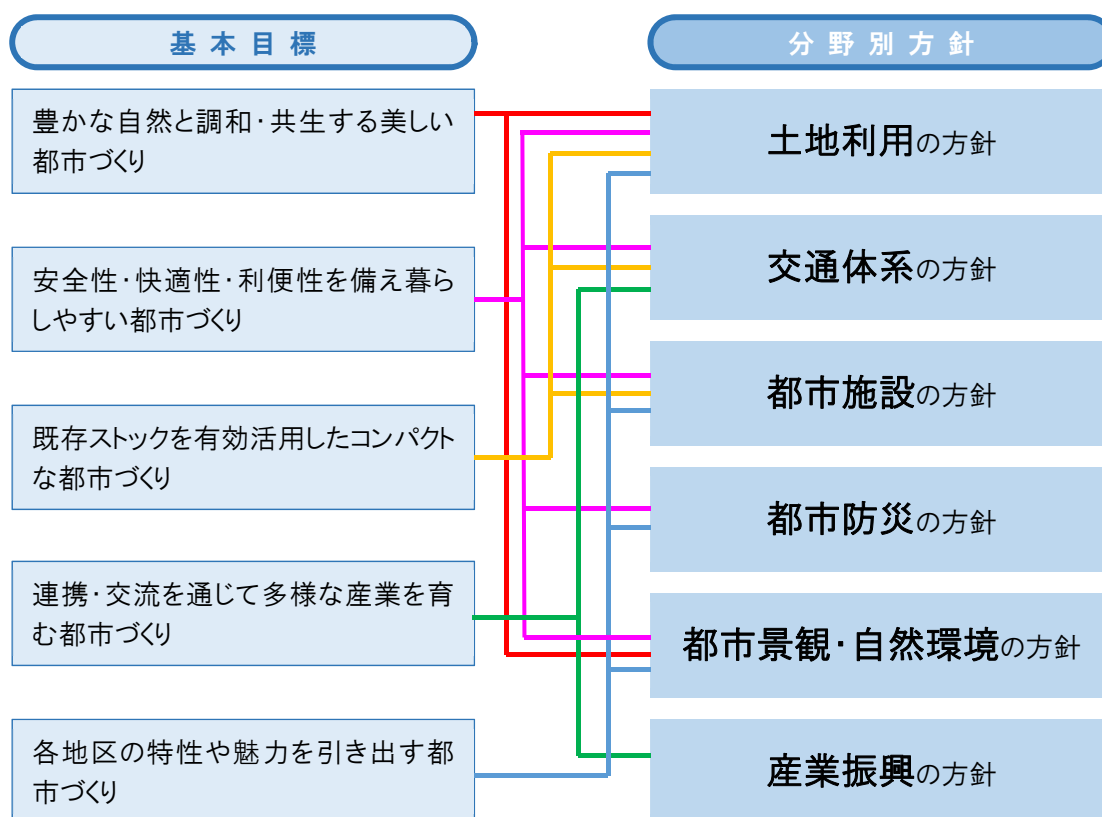
2 都市づくりの方針



山田町の課題を解決し、都市づくりの目標を実現させるための今後の方針を都市づくりの6つの分野別に定めます。

表 3-3 分野別の方針に定める6つの分野の概要

分 野	概 要
土地利用	各地区の特性を踏まえバランスの取れた市街地の形成に向けて必要な事項を示します。
交通体系	連携・交流を支える道路ネットワークや公共交通サービスのあり方について必要な事項を示します。
都市施設	公共公益施設の適正な配置や社会基盤施設の効率的な維持管理のあり方について必要な事項を示します。
都市防災	地震、津波、火災、河川氾濫、土砂流出などの自然災害に備えて、必要な対策のあり方を示します。
都市景観・自然環境	復興事業により整備された市街地の良好な都市景観や豊かな自然環境の保全のあり方を示します。
産業振興	漁業・水産加工業、農林業、商工業、観光業などの産業振興のあり方を示します。



2-1. 土地利用の基本方針

(1) 基本的な考え方

① コンパクトで暮らしやすい市街地の形成

- 各地区の特性を踏まえ、住宅系・商業系・産業系の土地利用をバランス良く配置することで、日常生活と密着する就業や買い物等の場が身近な場所に確保されたコンパクトな市街地を形成します。
- 商業系エリアには、中心市街地における都市機能の集積、地区生活拠点における生活サービス機能の集積を図ります。陸中山田駅周辺の中心市街地は、商業・業務機能の集積とあわせ、まちなか居住の推進や公共交通の充実など、賑わいのある快適な空間を形成します。大沢地区、織笠地区、船越地区に配置する地区生活拠点では、日常的な買い物や生活サービスが受けられる施設などを適切に配置することにより身近な賑わい空間を形成します。
- 産業系エリアには、多様な産業を育む土地利用の推進を進めます。既存産業地の保全・活用を図るとともに、更なる都市活力の向上、働く場の創出などの観点から、新たな産業用地の確保を検討します。

② 住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり

- 住居系エリアには、日常生活の快適性・利便性を考慮するとともに、防災性の高い安心で安全な住宅地の形成を促進します。
- 子育て世代や高齢者などライフステージの多様化に対応した宅地需要に対応するため、民間事業者との連携のもと、多様な住宅・住宅地の供給を目指します。

③ 豊かな自然等と調和した適正な土地利用

- 自然環境や地域資源との調和を図るため、適正な土地利用の規制と誘導を図ります。
- 用途地域が指定されていない白地地域においては、農地や山林など自然地の保全を基本とした無秩序な市街化の抑制に努めます。

④ 防災集団移転元地の有効活用促進

- 防災集団移転促進事業により町有地となった移転元地は、災害危険区域の指定による居住制限を継続していくとともに、その土地利用の具体的ニーズの把握に努め、産業系土地利用や自然的土地利用などによる利活用について検討を進めます。

⑤ 山田ⅠC周辺の産業集積の検討

- 三陸沿岸道路の山田ⅠC周辺では、広域物流機能を活かした工業や物流業等の企業の立地・誘導を図るため、町内外の事業者の立地動向や開発需要を見据えつつ、計画的な産業系土地利用の集積を検討します。

⑥ 将来の見通しや地域の実情を踏まえた都市計画の見直し

- 現状の土地利用と都市計画で想定している土地利用配置に相違がある地域は、将来にわたって現状の土地利用を維持する必要がある場合には、当該地域に合った適正な都市計画の見直しを検討します。

(2) 土地利用配置方針

本町の土地利用区分とそれぞれの配置方針は以下のとおりとします。

表 3-4 土地利用配置方針

区分	土地利用区分	配置と土地利用の方向性
住居系 エリア	住宅地	○低層住宅及び中高層住宅が集積している地域を「住宅地」と位置付け、戸建住宅や共同住宅を中心とする良好な住環境の保全を図ります。
	住商複合地	○山田地区の中心市街地の周辺、柳沢北浜地区の細浦・柳沢線沿道、織笠地区の織笠駅周辺及び大沢地区と船越地区の国道 45 号沿道の住宅と商業・業務施設が適度に混在した地域を「住商複合地」と位置付け、利便性の高い住宅系市街地を形成します。
商業系 エリア	中心商業・業務地	○商業・業務系施設が集積している陸中山田駅周辺から国道 45 号沿道の一帯を「中心商業・業務地」と位置付け、商業・業務、サービス、医療・福祉、宿泊、観光などの多様な施設を誘導します。 ○このうち駅近傍エリアは、町の賑わいや活性化を先導する中心市街地拠点とし、駅前広場、共同店舗、公共公益施設などの効率的な維持更新を図ります。
	地域商業地	○沿道型の商業施設が立地している大沢地区の国道 45 号沿道及び柳沢北浜地区の細浦・柳沢線沿道を「地域商業地」と位置付け、地区住民の日常生活を支えるスーパーやホームセンターなどの大型小売店舗や飲食店などの立地を誘導します。
産業系 エリア	産業地	○工場・倉庫や水産加工施設等が立地している地域を「産業地」と位置付け、既存の水産業や製造加工業の維持、そして新たな工業施設や流通施設等の立地を促進します。 ○山田地区の国道 45 号沿線区域を国・県の企業立地推進制度のエリアに指定し、沿道立地型の商業施設、流通施設、工業施設、倉庫などを誘導します。
	水産関連 施設用地	○産業地のうち、まとまった水産関連の企業立地が見込めるエリアを「水産関連施設用地」と位置付け、水産関連施設の集約・誘導に向けて効果的な整備を進めます。 ○防災集団移転促進事業の移転元地について、水産関連施設として活用を検討します。
	漁業施設用地	○各漁港（堤外地）の周辺に配置し、水産物の水揚げ、加工・処理、貯蔵、漁具置き場などの空間・施設を確保します。
農地・自然 環境エリア	田園・集落地	○市街地に隣接している農地や集落については、現在の営農環境の維持・保全を図ります。 ○遊休化している農地については、農地の持つ水源かん養、景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、農業後継者・担い手対策と一体となって、その解消に努めます。
	山 林	○市街地を取り囲む山林部では、無秩序な開発は抑制し、良好な自然環境・景観を保全します。 ○森林整備計画に基づく適正な整備及び保全を図るべく、水資源かん養、土砂流出防止などの機能が有効に機能するよう努めます。



図 3-5 土地利用配置方針図

2-2. 交通体系の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 都市活動と産業活動を支える道路網の形成

- 三陸沿岸道路と連携し、市街地内に発生集中する自動車交通を適切に処理し、安全で快適な都市活動と活発な産業活動を支える道路網を整備します。
- 災害時の物資の緊急輸送や救援・救護のため、三陸沿岸道路への乗り入れが可能となる防災避難インターチェンジの配置について要望します。
- 今後の少子高齢化に伴う交通環境の変化を見据えながら、現在未着手の都市計画道路については、道路の必要性を検証し、見直しを検討します。

② 人と環境にやさしい交通体系の構築

- 「山田町地域公共交通網形成計画」に基づき、まちの創生を力強く進めるため、新しい公共交通網の構築、多様な交通手段の活用による交通サービスの最適化、公共交通の利用促進策の充実を図ります。
- いつまでも安心して暮らせる環境を実現するため、誰にでもやさしい公共交通の実現を図ります。国道45号を運行する広域路線バスや町内の各地区を結ぶ町内路線バスの維持を図るとともに、国道45号、細浦・柳沢線及び陸中山田駅を8の字で循環する「まちなか循環バス」の試行運行を踏まえ、本格運行について検討します。
- 陸中山田駅周辺では、交通拠点の賑わいをつくるため、交通結節点における鉄道、バス、自動車などの乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

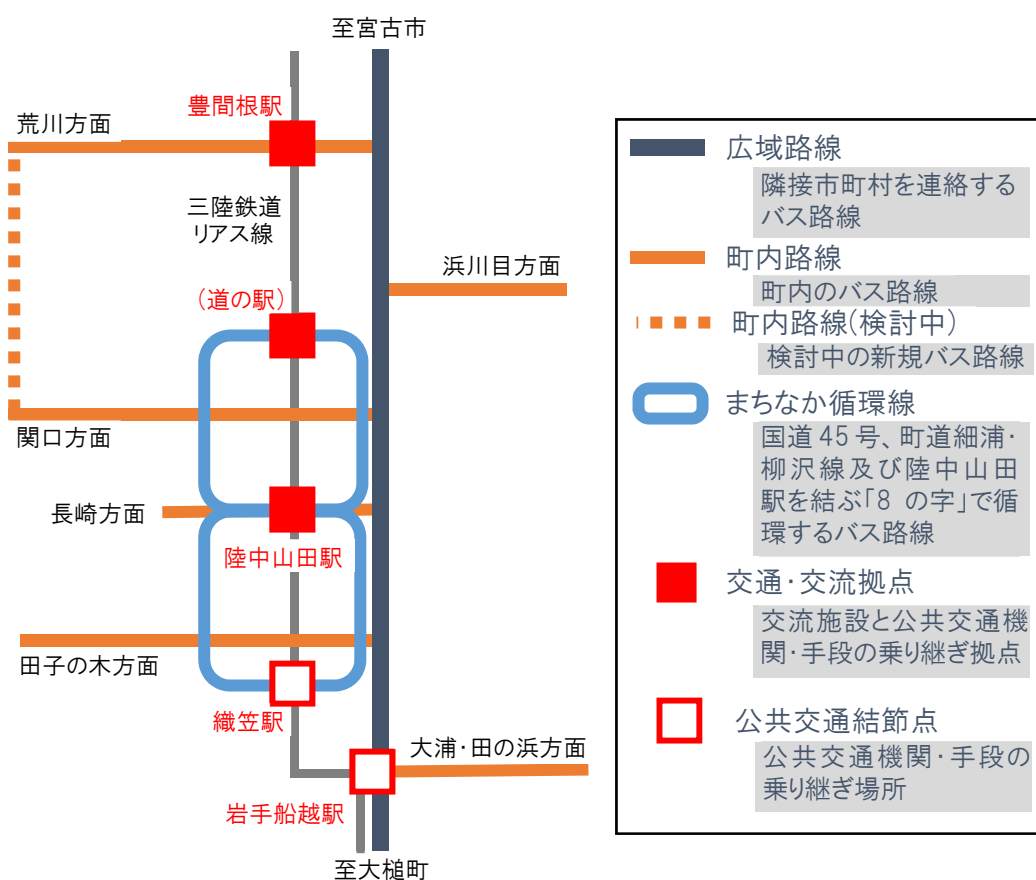


図 3-6 道路網再編を踏まえた路線バス再編のイメージ

③ 生活道路の安全性及びバリアフリー機能の確保

- 通勤通学路をはじめとする生活道路については、交通事故防止及び防犯面での安全性の強化や冬季の通行機能の確保等を図ります。
- 中心市街地周辺では、歩行者の安全性を確保するため、歩道のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの設置など）を検討します。

(2) 道路網配置方針

本町の道路区分とそれぞれの配置方針は以下のとおりとします。

表 3-5 道路網配置方針

区分	道路名称	配置の方向性
自動車専用道路	三陸沿岸道路	○宮城県仙台市から青森県八戸市に至る高規格幹線道路
主要幹線道路	国道 45 号	○山田町と周辺都市とを結び、町内の主要な市街地・集落を結ぶ道路
幹線道路	主要地方道重茂半島線 3・5・1 細浦柳沢線（町道細浦・柳沢線） 3・4・4 川向長崎線（町道川向・長崎線） 3・5・9 織笠外山線（町道織笠・外山線） 町道浦の浜・田の浜線 町道長林・大浦線	○高台市街地間又は低地部と高台市街地間を連絡し、津波が発生した場合には国道 45 号の代替路、高台への避難路として機能する道路
補助幹線道路	町道大沢本通線 3・4・3 北浜関谷線 3・5・10 柳沢北浜線 県道陸中山田停車場線 町道境田・長崎線 町道境田南線 町道織笠中央線 町道織笠南側線 町道前須賀・タブの木荘線 町道海蔵寺線 町道寺家口線	○幹線道路を補完し、地区生活拠点内の主な施設を結ぶ道路 ○都市計画道路の未整備区間については、道路整備の必要性を再検討する



図 3-7 道路網配置方針図

2-3. 都市施設の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 町の魅力を高める公園緑地の整備

1) 河川

- 河岸や海岸周辺については、良好な水辺を保全するとともに自然景観や親水性を考慮した水辺環境の整備を進めます。
- 中心市街地・業務地に隣接して整備された中央公園及び浦の浜周辺の船越公園、海水浴場を活用して、本町の顔となる空間形成を行います。

2) 公園緑地

- 中心市街地や大規模な住宅団地に隣接した公園については、健康遊具を設置するなど子供から高齢者まで健康増進や憩いの場としての整備を図ります。
- 地域の公園については、地区のコミュニティの中心となるよう親しみのある公園づくりに努めます。
- 復興事業により整備された公園については、災害時の避難場所としての活用を図ります。
- 各地区に整備された公園緑地については、地区のコミュニティの中心となるよう、住民による維持管理が行われ、住民の要望に応じた使い方ができるような親しみのある公園の活用方策を検討します。また、計画的な施設の保全・更新を行い、公園施設の長寿命化を図ります。
- 柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内の都市計画公園については、住民の憩いやレクリエーションの空間としての機能を保全するため、公園事業の推進を図ります。
- 東日本大震災では、町民総合運動公園は救援・救護の拠点として、また船越公園は災害廃棄物置き場として活用され、山田町の復旧・復興にとって極めて重要な役割を果たしました。この教訓を踏まえ、公園・緑地の整備にあたっては、必要に応じて防災備品の備蓄などを行います。

② 安定した供給処理施設の整備

1) 上水道

- 安全で良質な上水道を安定して供給するため、水質検査を通じた安全性確認に努めながら老朽化した配水管の計画的、効率的な改修・更新を進めます。

2) 下水道

- 養殖業が行われている山田湾の良好な水質を保全するために、污水处理施設で集合処理を行う処理方式を維持する必要があります。
- 山田処理区においては公共下水道の整備を進めるとともに、大沢地区においてもストックマネジメント計画に沿って計画的に機器を更新するなど既存施設の適切な維持・更新を図っています。船越地区についても同様にストックマネジメント計画の策定を検討していきます。
- 下水道処理区以外の区域においては、今後も合併処理浄化槽の整備・普及を進めていきます。

③ 町全体を対象とする公共公益拠点の形成と防災機能を有する地区拠点の形成

1) 行政施設・交流施設等

- 町役場周辺及び中心市街地においては、町全体への公共サービスを提供する主要な行政施設や交流施設の集積を図り、周辺の商業業務施設と一体となった利便性の高い公共公益施設拠点を形成します。

2) コミュニティセンター、集会所等

- 避難所に指定されているコミュニティセンター等については、地区住民による日常的な利用のほか、災害時には必要最低限の電力供給も可能な防災拠点として整備を進めます。
- 高台住宅地や嵩上げ市街地における人口集積の状況を踏まえ、コミュニティ活動に利用できる集会所を各地区に配置します。

④ 公共公益施設の総合的かつ計画的な維持管理

- 「山田町公共施設等総合管理計画」に基づき、供給量の適正化、既存施設の有効活用並びに効率的管理及び運営の視点に立脚して、総合的かつ計画的な維持管理を図ります。

(2) 都市施設整備方針

本町の都市施設の整備方針は以下のとおりとします。

表 3-6 公園緑地配置方針

種類	公園緑地名称	配置と整備の方向性
運動公園	町民総合運動公園	○既存の開設済施設の維持管理を図ります。
総合公園	船越公園	○「鯨と海の科学館」を核施設とした総合的な利用を目的とした公園機能の維持管理を図ります。
街区公園	(各地区に配置)	○復興事業実施区域において各街区から誘致距離250mを基本として配置しています。 ○柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内の都市計画公園については、住民の憩いやレクリエーションの空間としての機能を保全するため、公園事業の推進を図ります。 ○今後の状況変化に応じた公園配置を検討します。
緑地公園	田の浜地区防災緑地公園	○田の浜地区防災緑地公園については、津波災害の緩衝緑地帯として適切な維持管理を図ります。

表 3-7 下水道整備方針

地区	下水道事業区分	配置と整備の方向性
大 沢	漁業集落排水事業	○大沢地区漁業集落排水処理施設（大沢漁港東側）による処理
山 田	公共下水道事業	○クリエイトピュアやまだ（柳沢北浜地区北側）による処理
船 越	公共下水道事業	○クリエイトピュアふなこし（船越地区南側）による処理
田の浜	公共下水道事業 ※面整備は漁業集落排水事業	

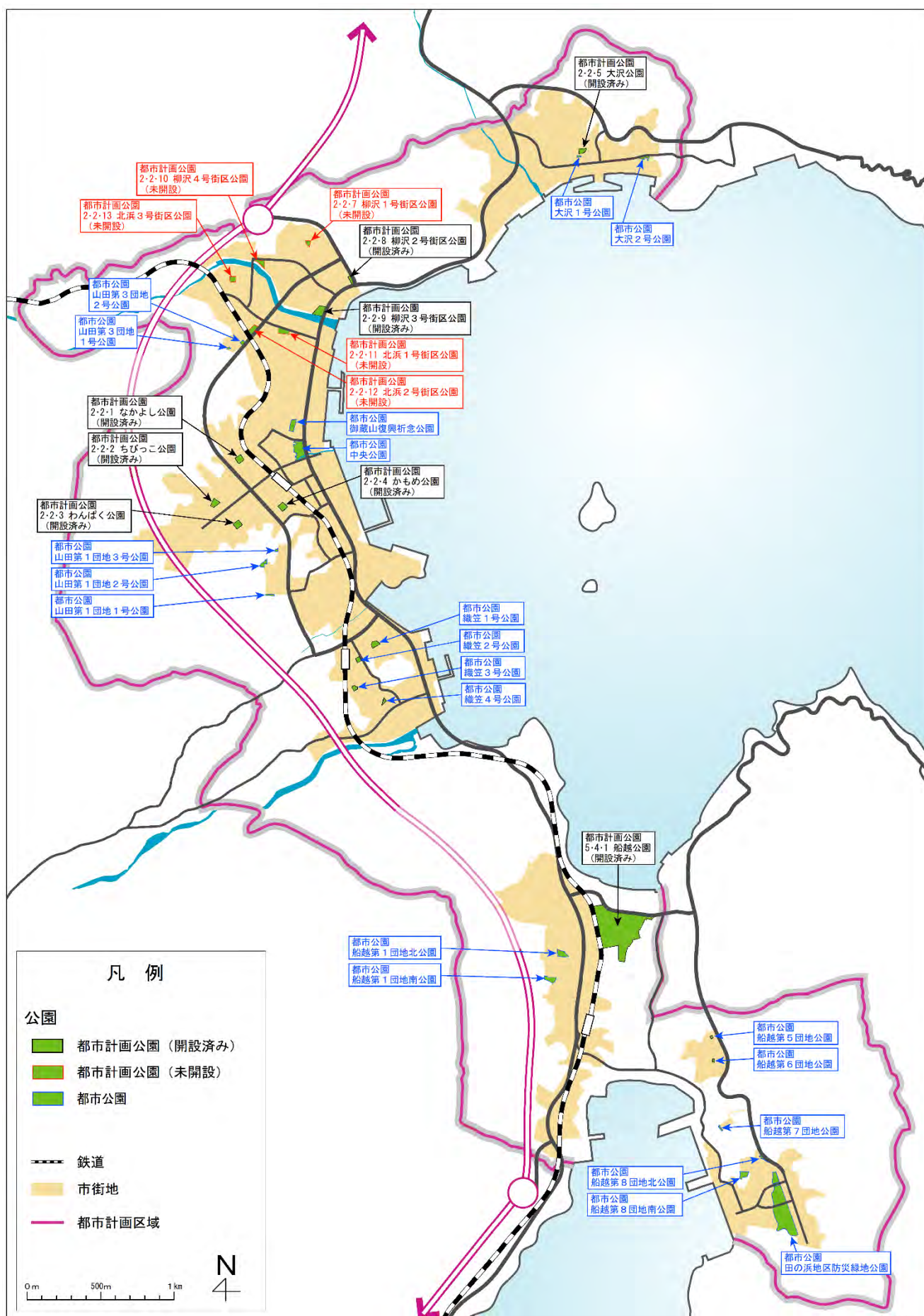


図 3-8 公園配置方針図

2-4. 都市防災の基本方針

(1) 基本的な考え方

東日本大震災の教訓を活かし、被害を未然に防ぐ防災対策や、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑える減災対策、速やかな応急対策などを組み合わせることにより、災害に強いまちづくりを進めます。

① 災害リスクを軽減する事前の取り組み

地震・津波・水害・火災等の災害から町民の生命や財産を守り、災害発生危険性や災害発生後の被害を減らすために、津波対策、治山・治水対策、土地利用や建築の指導、基盤施設の防災性向上など、災害リスクを軽減するための事前の取り組みを進めます。

(建築物の耐震化・不燃化の促進)

- 安全な避難を支えるため、避難地や避難路周辺の建築物の耐震化を促進することにより、倒壊リスクの増大を未然に防止するように努めます。
- 多くの人が集まる中心市街地では、火災による延焼の拡大を防ぐため、公園・緑地や空き家撤去後の跡地などのオープンスペースを確保するとともに、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 空き家等については、地震や火災などの災害時に倒壊し避難経路をふさぐ可能性があるほか、防犯上危険な不動産とならないよう「山田町空き家等対策計画」に基づき発生抑止や適正な維持管理等を促進します。

(災害リスクの高い地域への建築抑制)

- 津波、洪水による浸水リスク、または土砂災害リスクが高いエリアにおいては、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定による建築制限を実施します。

(河川の適正な維持管理)

- 災害の発生防止等の観点から、河川の有する多面的な機能を十分発揮できるよう、堤防・護岸の維持管理に努めます。県管理河川については、適正な管理を県に働きかけます。

(ハザードマップ、津波避難計画の策定)

- 地震、津波、水害、土砂災害等の各種災害に対応したハザードマップを作成し避難場所や避難経路を住民へ周知することにより被害の軽減を図ります。
- 住民の円滑かつ安全な避難の確保のため、県による津波シミュレーションによる浸水想定区域を踏まえた津波避難計画を作成し、津波による人的被害の軽減を図ります。

(防災活動体制の構築)

- 災害発生時の迅速な対応に向け、他の自治体や関係機関との連絡体制を強化するとともに、避難体制の整備や防災情報の連絡強化を図ります。また、来訪客についても、安全・安心・快適に滞在できるよう、災害発生時などに的確な情報提供を行います。

(復興まちづくりのための事前準備の検討)

- 今後、発生が想定されている日本海溝・千島海溝沿いの地震に備えて、平時から災害が発生した際のことを想定し、廃棄物の仮置き場の確保や避難所の設置方針など復興に資するソフト的対策等を事前に準備する必要があります。

② 災害が起きても安全が確保されるまちづくり

地震、津波、水害、火災等の自然災害が発生しても、町民の生命だけは守ることができるよう、災害の種類や様相に応じた避難路や避難場所・避難所の機能を高めます。

（避難経路の確保）

- 避難場所や避難所まで安全かつ迅速に避難できるよう、災害時には道路の通行安全の確認に努めます。
- 災害時に安全かつ迅速に避難できるように、避難誘導標識の整備を進めます。

（避難場所及び避難所の見直し）

- 地域防災計画に位置付けられた避難場所及び避難所に加え、復興関連事業による住宅団地では、避難人口に応じた避難場所の確保及び浸水や土砂災害など各種災害に応じた避難場所及び避難所の指定の見直しを行います。
- 本部及び支部に防災行政無線を設置し広域的な防災拠点と各地区における防災拠点との連携の強化を図ります。また、避難所や避難場所には備蓄拠点としての災害備蓄倉庫を整備するなど迅速に応急・復旧を進められる備えを進めます。
- 災害時における避難所への緊急支援物資等の効率的かつ確実な輸送を図るため、三陸沿岸道路の活用を図ります。

③ 防災地域づくりの促進

（自助・共助・公助の連携による地域づくり）

- 自分自身や家族の命と財産を守るために自分や家族単位で防災に取り組む「自助」と、近所や地域の方々と助け合う「共助」を促し、「公助」として行政による施策・事業等を推進します。

表 3-8 主な取り組み

自 助	共 助	公 助
・ 食料、飲料水の備蓄 ・ 家具等の転倒、落下対策 ・ 自宅の耐震化 ・ 家族同士で安否確認手段の確保 ・ 避難経路の確認	・ 近所の助け合い ・ 自主防災活動への参加 ・ 地域の防災訓練 ・ 高齢者、障がい者の支援	・ 情報伝達手段の充実（防災行政無線など） ・ 避難所機能の充実 ・ 自助や共助への支援 ・ 防災対応（人命救助、復旧・復興など）

（防災意識の向上）

- 住民や事業者等の災害に対する意識を高め、地域における防災体制を促すことにより、「自助」「共助」「公助」が連携した高い防災力を備えた地域づくりを促進します。
- 防災意識の向上を図るため、地域と密着した実践的な避難訓練や防災訓練を実施するとともに、地域防災力を強化するため自主防災組織の結成の促進や活動の支援を推進します。



図 3-9 防災施設分布図

2-5. 都市景観・自然環境の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 山田湾・船越湾及び周囲の山々の豊かな自然景観の保全

- 三陸復興国立公園に指定されている山田湾や船越湾といった水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山並みの景観は、本町の自然景観の骨格として保全を図ります。
- 豊かな景観を次世代に引き継いでいくとともに、町民や訪れる人々が山田の魅力を感じ、心豊かに味わうことができる山田らしい景観づくりを進めます。
- 山田湾の眺望を確保するため、織笠防潮堤と国道45号との交差点付近に整備された展望広場の利活用を図ります。
- 三陸ジオパークのジオサイトに選定された場所では、環境や教育をテーマとした景観づくりを検討します。

② 人々を迎える魅力的な街並み景観の形成

- 本町の玄関口になる陸中山田駅舎、駅前広場、駅周辺の街並みについて、中心市街地における賑わいや交流する場にふさわしい景観の形成を検討します。
- 幹線道路は歩道部の植栽、舗装やサインの統一などの工夫を行いながら、街路景観の軸を形成します。
- 漁港や市場、祭事が行われる場所や神輿の経路などにおいては、地域住民と協働で地域の生活に根ざした賑わい空間の形成に努めます。
- 復興の願いを込めた記念碑の設置、災害の記憶を伝える景観、避難の目印となる景観づくりを検討します。

③ 落ち着いたある住宅地景観の形成

- 戸建住宅を中心とした住宅地では、緑豊かで落ち着いたある景観形成を図ります。
- 新たに整備された住宅地などにおいては、ゆとりある公共空間の確保と、景観に配慮した良好な住環境を維持するため、住民との合意形成を図り、地区計画や建築協定などの導入を検討します。

④ 町民、事業者、行政が協働で進める景観づくり

- 良好な景観形成を進めるためには、町民、事業者、行政が具体的な景観のイメージを共有し、その具現化を目指して努力していくことが大切です。このため、それぞれが役割分担をしながら地域の特性を活かした景観づくりを進めます。
- 景観を阻害する建築物や屋外広告物の規制など、良好な都市景観の創出に取り組むために、「景観行政団体」への移行を検討します。
- 景観計画の策定、都市計画法による景観地区、準景観地区の指定などの必要な方策を検討します。

(2) 都市景観・自然環境形成方針

本町の都市景観の形成・自然環境の保全の方針は以下のとおりとします。

表 3-9 景観形成方針

区分	地区	景観形成の方向性
中心市街地	陸中山田駅舎、駅前広場、駅周辺	○観光客の回遊性の向上に貢献し、中心市街地における賑わいや交流する場にふさわしい拠点としての景観形成を図ります。
	長崎地区から国道45号沿道周辺（川向長崎線沿道）	○長崎地区と国道45号を結ぶ(都)川向長崎線をシンボル軸として位置付け、都市の“顔”となるような道路景観の形成を図ります。 ○中央公園や西川との調和に配慮しながら、先導的な景観形成を検討します。
市街地周辺	中心市街地周辺及び各地区の住宅地	○住宅地においては、生け垣等による緑化の促進などにより潤いのある環境の整備を図り、良好な住環境を維持します。
既存集落地	中山間地や漁村集落などの既存集落地	○農地や漁港など周辺の自然環境の調和を図りながら落ちつきのある自然豊かな景観の形成に努めます。
水辺・山並み	山田湾・船越湾周辺及び周囲の山々	○山田湾・船越湾の水辺空間をはじめ、遠景を形成している湾周囲の山並みと調和した美しい都市景観の創造に努めます。 ○漁業景観や山田湾の景観スポットを発掘します。

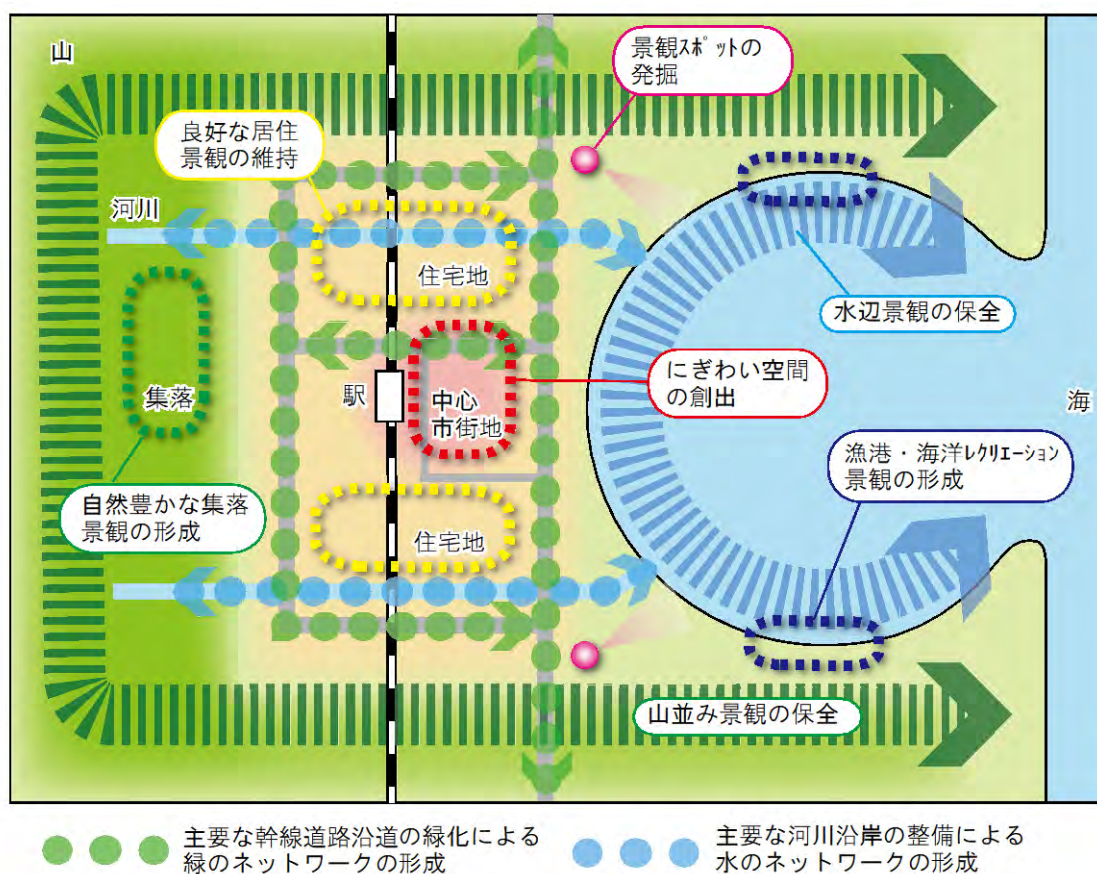


図 3-10 景観形成・保全のイメージ図

2-6. 産業振興の基本方針

(1) 基本的な考え方

① 漁業・水産加工業の振興

- 本町の基幹産業である水産業については、山田湾及び船越湾周辺において「つくり育てる漁業」の推進を図り、新商品の開発やブランド化、漁業就業支援を進めていきます。

② 農林業の振興

- 市街地周辺の農地において農産物の消費拡大や付加価値を高めるため、農業生産基盤の整備と新規就農者や担い手を確保しやすい経営体制の構築などの農業づくりを進めていきます。
- 林業については、民有林の森林施業の集約化や町有林の有効活用が図られるよう、計画的に森林整備を進めます。

③ 商工業の振興

- 中心市街地については、既存ストックの有効活用、維持管理・運営の必要性が高まっていることから、街並みの形成・維持や、地域防災活動、生活支援サービス等を行うエリアマネジメント推進組織への支援・協働を推進します。
- 三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の整備により、交通インフラ環境が激変することから、物流の効率化・品質の向上を図り、地域の活性化につなげます。
- 三陸沿岸道路の山田IC周辺で広域物流機能を活かした工業や物流業等の新たな産業の可能性を検討します。

④ 観光業の振興

- 「山田町観光復興ビジョン山田プライド」に基づき、「山田町らしい観光の姿を具現化し、発信する」、「観光と地域経済とのつながりを強化する」、「民間主体による取り組みと、官民・産業を超えた協働を推進する」という3つの基本戦略に沿った取り組みを推進します。
- 三陸沿岸道路の山田インターチェンジに近接した前県立山田病院跡地に「新・道の駅」を整備し、多くの観光客をもてなし、喜んでもらい、また来ていただく、そして地域の生産者・事業者も元気になる仕組みを検討します。

(2) 産業振興の基本方針

本町の産業振興の基本方針は以下のとおりとします。

表 3-10 産業振興の基本方針

区分	地区	産業振興の方向性
漁業・水産加工業	山田湾及び船越湾周辺	○「つくり育てる漁業」の推進 ○新商品の開発やブランド化
農林業	市街地周辺の農地及び山林	○農業生産基盤の整備促進 ○森林整備の促進
商工業	中心市街地、三陸沿岸道路の山田IC周辺	○中心市街地におけるエリアマネジメント推進組織への支援・協働 ○山田IC周辺における新産業の創出
観光業	町内各所	○新・道の駅の整備 ○エコツーリズム・体験観光の推進 ○観光を通じた飲食産業、宿泊産業の推進 ○山田観光の立ち寄り拠点の整備 ○町内を周遊できる環境づくり